

第44回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年8月31日（月）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数8名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、井上、浦西、小野寺、田巻、橋本

配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、前々回及び前回の協議の中で、条文と解説文に一部修正するよう事務局に出されていた課題を整理したもの。
- ・資料2は、第42回会議録概要

〔中山座長〕

- ・その他、笠原委員及び杉本委員より資料の提出があるが、これらは「共働」にかかわるものなので、今日の議論の中で説明してもらうことにする。

前回（第43回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、第7章の市民参加から条文の確認を行った。
- ・第7章では、個別制度の規定の前に市民参加を保障するような1条を加えることとした。
- ・それに伴い、第33条の第3項は削除することとなった。
- ・第34条では、住民投票制度の一般的な説明を解説文に加えることとした。
- ・第8章（共働の推進）では、条文については概ね良いのではとのことだったが、解説文が十分に検討されていないので、専門部会で再検討した案を今回提出することになった。
- ・第9章（地域自治）では、第37条（自治区の設置）にある「各自治区」の「各」が以前から問題となっている部分にかかわるので、「各自治区」の記述場所を整理した。
- ・その他、宿題も幾つか出たが、これらについては今日の会議で再度協議する。
- ・以上が前回会議の協議内容。よろしいか。

条文素案（個別条文）の確認

◆第38条（地域振興）

〔中山座長〕

- ・それでは早速、第38条の地域振興から進める。
- ・オレンジ色の部分を事務局の方から説明願いたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・まず、協議内容欄の「※第8条との関係で文言整理が必要」ということだが、第8条はこの資料の11ページの地域自治の原則の部分になる。そこで下線を引いている部分が言葉的に重複してきているのでどうしたら良いか。
- ・次に「自治区間の連携を深めるように努めるのは（色塗り部分）」とあるが、ここでは「市長等は」と書かれているが、これまでの議論、共働の考え方からいくと当然、行政と自治区間、そしてそこに住んでいる市民と共に取り組むということがあるが、自治区同士という言葉が出てきた。そうした記述がないのはどうだろうか。

〔中山座長〕

- ・この件について何か意見はないか。

〔笠原委員〕

- ・第37条は自治区の設置ということだったが、この第38条の地域振興というテーマは、繋がりが悪い。そこで、第37条を受けて38条は、北見市全体の均衡ある発展をするために自治区間の連携をするという内容になると、この第9章「地域自治」という内容が理解し易いと思う。また文言的にも問題は無いと思う。
- ・まず地域振興というのをやめて、自治区間の連携で良いのではと思う。
- ・そうすると「市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展に努める」ということになる、文言上もさほど問題は無いと思う。
- ・自治区を設置して自治区ごとの連携を強めることにより、北見市全体が発展できるようにするという事だと思ふ。
- ・そして、地域振興という意味合いも曖昧になっていると思う。

〔中山座長〕

- ・一応目的ではあると思う。ただあまりにも漠然としていると思うが。
- ・解説の中にも「自治区間の連携について協力し合いながら」という言葉も出ており、これを受けて笠原委員から「自治区の連携」という意見が出たが、皆さんはどう思うか。
- ・そこでこれまでの議論では出ていない新しい考え方だと思ふが。

〔水口委員〕

- ・今、笠原委員が言ったことは筋が通っていると思う。
- ・自治区間の連携としてしまった方が理解し易い気がする。
- ・地域という言葉は、案外簡単に使ってしまうが、地域とはどこだという事になると、皆さん微妙に表現が違ってくると思ふ。

〔合田委員〕

- ・タイトルはそれにした方が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・今の笠原委員の要素は大事だと思うが、自分なりにこの第 38 条を解釈すると、自治区間の特性を生かして、自治区間のばらつきをなくす。これは、自治区間の均衡を大事にしようということだと思っている。
- ・もうひとつは、自治区間が連携をして北見市全体の発展に繋げていくという、2つの考え方がこの第 38 条では言っているような感じがする。
- ・どちらも大事なことだが、迷っている段階だ。

〔中山座長〕

- ・第 8 条と重複するものがあると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・第 37 条第 2 項の関連で、ここの「地域の振興を図る」という部分を、「均衡ある地域の振興を図る」として、その要素はこの第 2 項に入れてしまい、第 38 条は笠原委員の全体の利益に繋がるためにという、2つに分けてしまうという方法もある。
- ・いずれにしても、自治区間の温度差は避けなければいけないので、どこかにそのことを謳っておくべきだと思う。

〔高橋委員〕

- ・これは第 8 条の地域自治の原則を受けてきていると思う。
- ・第 37 条は、地域の特性と自主性と言う感じがあり、第 38 条はその後の均衡ある発展にかかってくる。その均衡ある発展のための連携だと思うので、そこでタイトルがどちらを今まで付けてきたのかと思う。
- ・むしろ、この第 38 条の「地域の特性を活かす」ということは、第 37 条に含まれていると思うので、ここでまた言う必要があるのか。
- ・笠原委員の「連携を深める」ということを強調し、それから発展に持っていくという流れになると思う。
- ・またここで、どちらのタイトルを出して行くかを考えた方が良い気がする。

〔中山座長〕

- ・第 37 条と重なっている部分を消していくと、第 38 条「地域振興を図る」は第 37 条にもある。

〔逢坂副座長〕

- ・「地域振興を図る」は、第 37 条の方を生かした方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・そう思う。そして第 38 条の「地域の特性を活かし」も第 37 条で言っている。

〔高橋委員〕

- ・それも第 37 条で言っていると思う。だから第 37 条の自治区の設置では、第 38 条も含んでいる形だと思う。そのツールが連携だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・ここを整理しておかなければいけない。

〔高橋委員〕

- ・第 37 条が出来れば自ずと第 38 条も出来ると思うが。

〔笠原委員〕

- ・いろいろ話を聞いていると、自治区設置は良い、そしてまちづくり協議会などの機関がある。しかし、全体像はどうなのかということが結構話題になる。
- ・今言ったような文章からいくと、第37条では自治区が4つあって、それをどうやって全体をまとめるかということ、連携をするということ。それは、構造からも出来ると思っ
ているし、説明もし易いとも思っている。
- ・あくまでも自治区振興だけが目的ではない。
- ・自治区ごとのばらつきがあるということを均一にすることではなくて、どこか1つでも疲弊してしまうと、かえって他の所が足手まといになることが目に見えているので、むしろ積極的に、競争原理を煽るような関係であると思う。
- ・「連携」というのは優しい話の連携ということではなく、自治区間の競争があつてお互いに連携しているということ。
- ・全体像で自分の所は頑張っているというような提案型の活動が出来れば良いと思っ
ている。そのための説明が先ほどになる。

〔中山座長〕

- ・高橋委員の意見のように、第37条は各自治区の均衡ある発展を目指すものであれば、第38条は全体のものを目指すものであるということ。重なっている部分を抜けば、それなりにすっきりとすると思う。
- ・「市長等は、北見市全体の均衡ある発展を目指すために、自治区間の連携を深めるよう努めるものとする」これだと他と重ならないし、解説もびったりとくと思う。「本条は、自治区間の連携について定めたものです。」となる。

〔高橋委員〕

- ・解説の中に笠原委員の意見をうまく入れられれば、互いに切磋琢磨的な所だと思う。

〔中山座長〕

- ・あまり厳しいことは書かない。

〔笠原委員〕

- ・今の場合は「～のために」という「ため書き」になるので、文章をひっくり返したとしても、どちらでも表現上は良い気がする。

〔中山座長〕

- ・「自治区間の連携を深め、全体の均衡ある発展を目指す」というのもあるということか。

〔逢坂副座長〕

- ・文章としては、その方がすっきりする気がする。

〔杉本委員〕

- ・地方自治法の自治区の設置に関する文言はどうなっていたか。「均衡」に関してどういう表現をしていたか気になる。

〔中山座長〕

- ・事務局から提案されている「市長等」だけというのもあわせて検討したい。

〔笠原委員〕

- ・今の文面から行くと、市長が主語で一応文章として全部なっている。

〔杉本委員〕

- ・今の内容で良いと思うが、確認をしておきたかった。自治法に書いている内容で「均衡」に関してはどうだったか。この均衡は何条だったか。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 202 条の 4 の中に一般制度としての地域自治区の規定がある。

〔杉本委員〕

- ・それを読んでもらいたい。

〔逢坂副座長〕

- ・これを作る国ベースの地方自治法があるはずだ。

〔杉本委員〕

- ・何号だかあったと思うのだが。

〔逢坂副座長〕

- ・合併協議会の時の資料には、載っていないだろうか。

〔杉本委員〕

- ・合併協議会の時には、特例処置の自治区を採用しているので、既にその他は特例から外れてしまっている。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 202 条の 4 に「地域自治区の設置」というタイトルにある。
「市町村は市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため条例でその区域を分けて定める区域毎に地域自治区を設ける事ができる」とある。

〔杉本委員〕

- ・それをもう少し詳しく教えて欲しい。その前後（自治区に関する）を読んで欲しい。
- ・先ほど副市長など事務職を充てるなどに関連することがあったと思うので、そのあたりを読んで欲しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 202 条の 4 を一般制度でいうと、区長は置かずに事務所の長は事務吏員を以って充てるという制度がある。
- ・それから協議会では、地域協議会というものを設置するとある。

〔杉本委員〕

- ・「均衡」という言葉は、その前後にはないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文の中では第 1 項～ 4 項まではあるが、「均衡」という言葉は出てこない。

〔杉本委員〕

- ・何故そこで特別職を置かないのかを思い出した。それは、均衡な発展のために権限が強い人を置いてはいけないということになっているので、事務職を充てることになったと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、地方自治法ではということ。

〔杉本委員〕

- ・そういう解釈だったと思う。だから「均衡」という言葉はないが、設置条例の中にはそれが含まれているということで了解した。

〔中山座長〕

- ・今「～のため」というものを後ろに置いてはどうかという意見と、「市長等は」で良いという意見が出た。そこでもう一度文章を読んでみる。
- ・第 38 条「市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。」

〔杉本委員〕

- ・斜線字の部分で「市長等」だけで良いかとなると、行政側では「市長等」ということで表せるが、共働に関して言うと、それぞれの市民活動などにも「連携」ということを前提にしないと、産業振興や地域振興には繋がっていかない気がする。

〔中山座長〕

- ・では、どうするか。そうすると主語が長くなると思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 8 条で地域自治の原則を定めている。ここでは条文が 1 つしかないが、主語が「市民、議会及び市長等は」になっている。
- ・そういうことから、自治区間の連携で、そこが「市長等」だけの記述で良いのかどうかということだった。

〔笠原委員〕

- ・北見の場合の自治区設置というのは、基本的に北見方式という特殊な事例だと思う。そこで、自治区の設置があって、その自治区間をどうしようかという行政の区分けのようなものである。
- ・だから、先ほどの自治法の第 202 条については、例えば札幌市のように作ったとしても、区長が権限の分掌化をしていくというような一般的な流れなので、北見とは違うと思う。
- ・この部分は「市長等が」という行政の区割りの部分であり、下から（自治区から）自立できるような形での自治区設置は積極的に行うべきだと思う。
- ・もし「市長等」で足りないのであれば、「市長等と議会」くらいが考えられる。
- ・住民自治については、先ほど事務局が言ったように第 8 条が目的だと思うので、あくまでも制度などについては行政と議会側で作っていくということを宣言していると思う。
- ・あえてここで「住民」まで入れてしまうと、さらに複雑になりかねない。難しい問題に入り込みそうなので、そこまでは踏み込まない方が良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・しかし、自治区ごとの得意分野ということがいろいろあると思う。
- ・例えば、3 町はものづくりが、北見市は流通が得意という市民活動があるとする。そうになると、お互いに生産と流通の関係がうまく循環するため、またはお互いのために役立つ市民同士ということに繋がっていきけるのではないかと思う。
- ・だから「均衡な発展」「連携」というのは、多少煽ることもあるが、逆に、互いに有効な他の地域に役立てる市民だということを忘れてはいけないと思う。

- ・正直言って、この第8条だけでは弱いと思うし、地域振興となるのであれば、逆に市役所ができることはほんの少しだけだと思う。産業などの連携の方が地域振興に有効だと思う。市役所はせいぜいコーディネートぐらいだと思う。

〔笠原委員〕

- ・結局は、そのコーディネートをする役割は行政だということになると思う。
- ・例えば、留辺蘂の小中学生が常呂に行って漁業体験をする、逆に常呂の子どもが他の所に行き、山の自然を体験、交流することにより、地域の歴史や文化、自然などの違い、産業構造の違いなども少しずつ認識することが出来てくると思う。
- ・本当は、これを地元の住民がやれば良いことだが、個人でやるということになると大変な話になるので、むしろそういう教育機関の中で積極的にやれば良いと思う。
- ・先ほど、杉本委員が言ったように産業とした場合、山に木を植えようとフォーラムやシンポジウムなどを行う呼びかけというのは、なかなか難しいことだと思う。
- ・だから、そういういろいろなことを含みながら、個人ということになると難しい。内容的にはとても入れたいと思うが、ここで入れてしまうとまた難しくなると思う。

〔杉本委員〕

- ・行政は産業振興や地域振興のためのプロではなく、コーディネートのプロであると思うが、実務者、主体ではないと思う。本当の実務者、実動部隊というのは、市民や産業系の者で、その連携の位置ということを明記しておいた方が、効率が良く分かり易い気がする。行政側が出来ることという、呼びかけぐらいしか出来ないだろうと思う。

〔中山座長〕

- ・解説の中に歴史・文化・産業があり、それを利用しながら協力連携をするということは書いてある。それを条文の中に入れるということになるとどうだろうか。

〔逢坂副座長〕

- ・第8条の方は「地域の特性と自主性を尊重する」を「自治区の特性と自主性を尊重する」に変更し「自治区」としたので、この第9章は地域自治としているが、自治区に関連した自治区での考え方をここで纏めるということで、今の設置と第38条、自治区絡みの連携も含めて纏める方が良いと思う。
- ・そして、市民活動や共働も含めたものは、この後の「共働の推進」で市民活動の問題が出てくると思うので、そこでその辺も含めて考えるとうまく分類が出来ると思う。

〔笠原委員〕

- ・そうすると、例えば自治区間の交流・連携を含めるという「交流」の言葉を入れることで、解釈がもっと広がる気がする。

〔高橋委員〕

- ・分かりやすくなると思う。

〔杉本委員〕

- ・地域振興と書いてあると地域振興なのだと思ってしまう。自治区振興ではなくて、地域振興となるのか。

〔笠原委員〕

- ・タイトルを変えないと、分からなくなってしまう。

〔杉本委員〕

- ・「市長等」だけでは、優しすぎてカバーできないと思う。

〔高橋委員〕

- ・自治区間の関係を考えて場合、例えば、隣の町は3つの開拓団が入っていて、未だに混乱があると聞いたことがある。この自治区間でこのような問題があるのか聞きたい。
- ・最初からマイナス要因があり、取りあえずマイナス要因をなくすという目的なのか、マイナス要因はないが、取りあえずプラス要因にいくということなのかで、またニュアンスが変わってくると思う。
- ・例えば、北見と留辺蘂は仲が悪い、常呂と端野は仲が悪いというようなことはあるのか。実際どうなっているのかを教えて欲しい。

〔笠原委員〕

- ・例えば、自治区ごとに町内会や住民組織に対する支援の仕方はばらばらになっていた。その結果として、一般の普段の生活が少し違ってきているという所はある。
- ・ただ、これを一律にしたら良いのかという問題と、ここで言っている地域目的としている北見市全体の発展が、均衡したから発展するかどうかは、また別な話だと思う。
- ・基本的には、各自治区が持っているプラス部分を伸ばしていくということをここで想定していると思っている。マイナス部分をなくすということにはならない。

〔高橋委員〕

- ・現状はどうなのか。

〔杉本委員〕

- ・現状は、相内と北見は仲が悪いし、留辺蘂と温根湯も悪い。そういうことはあるのだが、それを乗り越えなければいけない。
- ・それぞれの人的交流から産業の協力などいろいろな面で、相手の地域のためにやっただげるといふ友好のような精神を地域振興で持つことができれば、均衡ある発展に繋がっていくと思っている。

〔水口委員〕

- ・例えば、公的料金をどこで均一化をしたら良いかという時に極端な差がある。これは、町や市には過去の歴史があるので、どれが正しいのか分からなく難しいこと。保育料や水道料金の問題などもそうだ。このことは、具体的に仲が良いとか悪いとかという問題ではなく、現実に生活の中で起きてきていることは事実である。
- ・このことから、均衡ある理解し合える範囲だと誰もが思っている。その中で、地域振興や産業振興も含めてどういう形になるのかと思っている。
- ・農業関係を見ても、各町村の施策が違っている。それをどこまで全体を統一できるのか。
- ・全体の中で北見市がそれをやっっていくこと（農協が違ってもやっっていくこと）になったとしても、非常にばらつきがあると思うので、その部分を統一しなければいけない。
- ・だから、今言っている自治区間の連携の中で、お互いにある程度差がないような形でいくことが基本だと思っている。

〔高橋委員〕

- ・自治区の人であり北見市民であるということを言いたいのか。

〔水口委員〕

- ・そういうことになる。それがここの基本的な思想になると思う。

〔高橋委員〕

- ・基本的には「市民」が入った方が良くと思うが、それをシステムに入れると複雑になってくると思うので、笠原委員が言っていることも分かる気がする。

〔笠原委員〕

- ・今、高橋委員が言っているように目的はその部分だ。では他にあるかという無い。

〔杉本委員〕

- ・自治区というものが他に無いから。

〔中山座長〕

- ・杉本委員が言っていることは良く分かる。ただ、第38条に「市民」と入ると、何となく市民に負担が増え、強制的なイメージが湧いてしまう。

〔水口委員〕

- ・その他に町内会の補助も全然違う。極端に違っているので、この差を埋めるのも大変だ。
- ・だから、地域振興と言っても、根っこの部分から差が出ているので、どこかで統一をしなければ駄目だと思う。

〔笠原委員〕

- ・ただ、第37条第1項では、それぞれの地域の特性があるので、不公正であったとしてもお互いが理解し合わなければならないことだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・お互いが理解し合える範囲をどこにもっていくかということだと思う。一律にということにはならないと思う。
- ・だから自治区間同士で、お互いが理解し合えるこの範囲であれば、皆がOKしそうだという部分であり、ぴったりと線を引くことにはならないと思う。

〔水口委員〕

- ・それには歴史経過がある。

〔逢坂副座長〕

- ・だから、それは地域の特性の部分であり、それを活かすことは、実際に市民の意見を聞くなどいろいろなことがあると思うが、執行する立場のひとつの「道標」と考えた方が良くと思う。

〔杉本委員〕

- ・どうしても「市民」を入れて欲しい。自治区間の連携や交流を深める所に入れたらどうだろうか。ここに「市民等は」という形で「自治区間の連携と交流を深める」と入れて、ここの言葉に市民をかけてもらいたい。例えば「北見市の特性を活かし、市民は自治区間の連携と交流を深めるよう努めるものとする」この一節にかけたらどうかと思うが。
- ・交流しているという調整役が、行政だけでは非常に心許ない。普段から市民との交流や連携があっても良いと思う。
- ・そこで案として、第1項では市長等は、自治区間の調整役はやらなければならないことを定める。

・第2項では「市民はそれらの交流などに参加することが出来る」などとするという形ではどうだろうか。

〔高橋委員〕

・その部分は無理して何かをするという形ではなく、むしろ意識の問題なので、それは共用しても良いと思うのだが。

〔中山座長〕

・他の委員はどうだろうか。私は違和感がある。

〔杉本委員〕

・現実に、地域振興の方法論を考えた時、市民活動や産業の交流が無くて地域振興はあり得ないと思っている。

〔高橋委員〕

・ただ離れていて、億劫なだけという部分が強いと思う。

〔杉本委員〕

・そして、交流が無いから知らない、知る機会が無いから相手のためにならない、だから有効性が発揮出来ないということだと思う。よく知ること・相手を知ること、自治区皆が交流して知っていれば、いろいろな突破口は開けると思う。その突破口をどう作るのかということだと思う。市長等だけでは物足りない。

〔中山座長〕

・自治区間の連携はイメージが湧くのだが、交流はいろいろな場所で行われるので、わざわざここで自治区間の交流としなくても良い気がする。

〔合田委員〕

・市民の交流とは。

〔杉本委員〕

・市民の前にもたくさんある。市民というのは、全部を含んでしまうから。

〔高橋委員〕

・周囲の人は北見市に来ざるを得ない。しかし北見市から周囲に行くということは、実際にはあまりないと思う。

〔杉本委員〕

・北見市は全部を集めてしまえば良いと思う。

〔水口委員〕

・連携ということは、横にしなければ駄目だということ。

〔合田委員〕

・連絡を取ったり協力をしたり、交わり合うということだと思うが。

〔水口委員〕

・連携で良いと思う。

〔逢坂副座長〕

・連携としておいて、解説の部分でもう少し詳しく書いた方が良い気がする。

〔三原委員〕

・連携を取るためには、交流をしていかないといけない。

〔逢坂副座長〕

- ・それを解説で記載してはどうか。条文はあまり難しくしない方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・町内でも少しは連携があった方が良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・それは市民活動の所で議論してはどうか。

〔中山座長〕

- ・共働の部分で。ここでは解説で「歴史を守り発展していく」と書いてあるので、そちらで書いた方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・解説でそういうような具体的なことを書けば良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・解説で良いと思う。市民活動で地域振興を謳えば、また二重にも三重にもなる気がする。

〔笠原委員〕

- ・結局は、他の自治区の実情を知ることぐらいしかないと思う。だから、連携としておいて解説の中で、できるだけ早い時期に他の地域の特性などを知りお互いに交流をするという手立てぐらいだと思う。

〔高橋委員〕

- ・このことは結構大事だと思う。まだ北見市民という意識が確定していないから。

〔笠原委員〕

- ・そのことを解説ではっきりと明記した方が良いと思う。自治区設置はしたが、あくまでも北見市民であるということが大前提であるということ。

〔逢坂副座長〕

- ・そのことが大前提で、お互いのことは理解し合うこと。それには交流もある。

〔笠原委員〕

- ・他の自治区の情報も知っておくということが大事だ。

〔逢坂副座長〕

- ・新北見市民としては大事だということ。

〔中山座長〕

- ・解説には重要なキーワードが出ていると思うが、次回改めて提示する。
- ・地域自治である文化・産業・地域振興について、人との交流を深めることでそれらを促進するというような文章を加えるということで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・「新北見市民としての自覚を持つ」という一言を入れた方が良い。何かわざとらしい気もするが、気持としてはそう言うことだと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・解説の中に「市民」という言葉を入れるということか。ということは「市長等」だけではなく「市民及び議会、市長等は」という前提で進め、解説には「北見市民としての自覚を持ち」という文書を入れてはどうかということか。

〔笠原委員〕

- ・自覚するために、こういうことを制度化することで手立てを講じているということ。

〔杉本委員〕

- ・今後、議会では不均等が出てくる。そこを何かでカバーする手立てを考えておかなければ駄目だと思う。

〔笠原委員〕

- ・それが第 37 条の第 1 項と第 2 項になると思う。

〔中山座長〕

- ・再度確認したい。共働で人と人との繋がりについて書いている。
- ・第 37 条の自治区であえて自治区間だけの連携を市民に推進しましょうと書く意味があるのか。なければ、市民と入れない方が良いと思うが。

〔高橋委員〕

- ・それに関しては、総合計画では合併効果の部分について少し触れている。
- ・私は留辺蘂に生まれて 18 歳までいて、帰ってきたのが端野だが、自治区の固有性ということはあまり意識がない。座長は本州から来ているから、何で自治区に拘るのだろうということが正直あると思う。
- ・それをどうやって作れるかということは、北見市民だということだけだと思う。

〔杉本委員〕

- ・そういう考えに皆が至れるようにしなければいけない。そのためには、これから予測できる不均等を解消する唯一の方法として交流や連携などしかないと思う。

〔高橋委員〕

- ・保育料の話で言うと、留辺蘂は過疎対策で始めた。それはその地域の悩みで端野や北見市では過疎対策をする必要がそれほどないと思う。
- ・そこで不均衡だから保育料を一緒にするというと、その地域の特性は良い面もあるが悪い面もあり、薬が違うということを皆で理解していかなければうまくいかないと思う。

〔中山座長〕

- ・条文には「市民」という言葉を入れた方が良いか。
- ・解説文はこのままで良いと思う。これで十分に地域産業に関っている人たちが手を携えてということも読み取れると思う。それを市長等が調整するということ。
- ・実際に個人レベルで何かに参加するということは、共働の中で書かれれば良いと思うが。

〔高橋委員〕

- ・あとはツールとしてよりも意識改革のことだけだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・第 38 条の解説文の下から 2 行目に「それぞれの地域が尊重し合いながら、協力し合いながら」とあるが、これを基にまちづくりを進めるということなので、この解釈では、人の交流を含めて、互いに理解をしたり助け合ったりという意味合いに取れるような気がする。

〔高橋委員〕

- ・このままだと、それぞれの自治区の人になる。

〔杉本委員〕

- ・それぞれで良いと思う。これは自治区の連携だから。

〔高橋委員〕

- ・いや、スタンスがそれぞれの自治区になる。

〔中山座長〕

- ・個人のレベルになってくると、共働の部分で書くと思う。地域に住む人がということか。

〔杉本委員〕

- ・それぞれの地域住民や地域活動がというと分かるが、地域がということになると難しい。

〔高橋委員〕

- ・協力し合いながらどうなれば良いのかが見えない。

〔中山座長〕

- ・確かに重要なことかもしれないが、ポイントは、自治区間の連携というのは市民レベルでの連携をここに入れるべきか否かということ。私は入れなくても良いと思っている。今の話の中では、皆さんも入れなくても良いという意見が多いと思う。

〔高橋委員〕

- ・ここに「北見市」と入れるだけで大分違うかもしれない。「共に北見市のまちづくり」という形ではどうか。

〔中山座長〕

- ・条文に関しては、先ほど言ったとおり「市長等は自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。」
- ・解説はこれ以上変えない方が良いと思う。もちろん、文言で「地域が」が変だということになれば「地域住民等」に変えても良いが「地域が」でも通じないことはないと思う。

〔杉本委員〕

- ・自治区間の連携とは、どういうことを想定しているのか。本条は「自治区間の連携について定めたものです」とあるが、自治区間の連携とは何か。

〔笠原委員〕

- ・行政組織が1つなので、それぞれが勝手にやるということにはならない。しかし、過去のこともあるので、自治区を設置して尊重するということ。
- ・その全体との関係をどうやってバランスを保っていくかという時に、自治区間の連携をするという手立てを考えなければならない。
- ・先ほどの料金のことのように、それぞれ地域特性や産業構造も違う。その辺がプラスになるような形でのコーディネートをすることだと思う。
- ・あくまでも主語が「市長等」ということであり、それ以外は難しいと思う。

〔杉本委員〕

- ・今、笠原委員が説明してくれたので理解出来るが、それを市民はどうやって自治区間の連携ということを理解できるのか。具体的には何か。

〔笠原委員〕

- ・北見市民という意識を持ってもらいたいということ。
- ・これまでの地域間の連携で、例えばイギリスの場合は、まちの中に上下の関係があり、

そこにはサッカーチームがあって地域ごとに本気になって喧嘩するという土地柄もあるが、北見の場合、そこまで自治区間で睨み合いや喧嘩、そして取り合うことなどはない。

- ・このような揉め事は無いが、果たして無関心でいて良いのかということで、北見市をどのようにして括っていくかという方法は、これ以外には無いと思う。

〔杉本委員〕

- ・北見市として大きく括られているのだから、自治区間としての連携というのは、多少パラドックスになっている。
- ・しかし、この条文からいくと市長等はパラドックスを行えと書いている。実際に連携ということを想定するならば、主語はそれぞれの地域住民の交流の方の連携だと思う。

〔中山座長〕

- ・また話がずれてきているので、もう一度確認する。
- ・この項が地域振興というタイトルで出てきた理由は、地域の均衡ある発展を願うということだったと思う。
- ・だから、その手法として地域自治区の連携があるのではということ、今話し合っただけだと思ふ。そうでなければ、いっそのこと消してしまう方が良いか。
- ・地域の均衡ある発展という言葉は書かれているので、分かり難いというのであれば無くしても良いが。

〔杉本委員〕

- ・そういう話ではなく、地域振興はしなければいけないことなので、その地域振興のために行政側がやれることと市民がやれることを想定して条文を書いていくべきだと思う。
- ・その上で「市長等は」と括り「自治区間の連携」とすると矛盾する感じがする。ひとつの括りの中で、総合支所同士の交流を行うという感じに近いものだと思う。

〔中山座長〕

- ・それは勘違いだ。そうではない。

〔杉本委員〕

- ・だから、その程度のことではなく、地域振興に目的を達成するためには実際に何をすべきなのかということだと思ふ。

〔高橋委員〕

- ・もしもタイトルを付けて良いならば「合併効果」だと思う。

〔中山座長〕

- ・どんどん話がずれているので、もう一度戻したい。
- ・地域の均衡ある発展を目指すために、どのような手法を取らなければならないかが書かれるべきであり、今の話ではない。
- ・自治区間の連携ということがひとつの手法になる中、問題になっているのは、市民にもそれを課すべきだということ。人と人との交流ではなく、自治区間の連携の中に市民による連携も深めた方が良いということか。

〔杉本委員〕

- ・自治区間の連携の中で本来すべきことは、市民や産業の交流だと思っている。「市長等」は、そのコーディネーターだと思っている。

- ・そうでないと、自治区間の連携に関して行政側が連携をしてもおかしい話になる。

〔中山座長〕

- ・そのこと、コーディネーターとして市長等が働くということが書かれていると思う。

〔杉本委員〕

- ・だから「市民」という言葉をなくした方が良いという意見が多ければ、反論したい。

〔高橋委員〕

- ・入れなくても済む方法があると思う。
- ・ここで一番大事なことは合併効果なのだと思う。
- ・北見市がひとつつという、むしろ自治区というのはパラドックスであり、線を引くことが本当に良いのかどうかということもある。
- ・しかし、それでもやっていくと決めたのなら、それが良いという結果を出さなければならない。だから合併効果でしかないと思う。

〔中山座長〕

- ・高橋委員の意見は何を言いたいのか分からない。詳しく教えてもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・パラドックスとは、そもそも北見市で纏まっていくために自治区を設置したというのは線を引いたことになる。それをひとつに纏まっていくことは難しい。
- ・しかし、それは線を引いて自治区として分けて決めたので、今度は線を引いて良かったという結果を生まなければ意味がない。そのために、連携しなければいけない。または北見市民の意識を持つという部分が出てくると思うのだが。
- ・その案として、地域振興を合併効果という形が良いと思う。ただ時間が経つと合併効果という言葉は風化してしまう。
- ・本当に現状の問題でやる所は、この部分だと思う。

〔笠原委員〕

- ・自分の資料にも出ているが、逆があったからこの自治区を設置したということがある。
- ・合併や財政難で、周辺地域や公共サービスが低下する恐れがあり、それをどういう形で食い止められるかということで自治区を設置した。
- ・本当は全体がプラス方向に向かって欲しいが、それだけではいけない。むしろ地域的に広大になることによって懸念される部分が多いというマイナス部分を、いかに最小限にするかという方法。
- ・だから発想が逆になり、合併効果にはならないと思う。
- ・それは現実問題として、自治区を設置していない所がはるかに多いということがある。
- ・北見の場合、皆さんの知恵で自治区を設置したのだから、本来の目的のためにいかに機能させるかということ。
- ・しかし、まだ合併して浅いので、旧留辺蘂町民という意識が強く、今後北見市民の意識にどう切り替えられるには時間が掛かると思う。
- ・そういうことで、まず自治区を設置して、その中にはまちづくり協議会があり、その資料を作ったという経緯である。しかし、それでも地域はバラバラなので、北見市の行動として結びつけるのは、「連携」しか妥当なものはないと思う。

- ・しかし、自治区間を「連携」以外の適切な要望や表現があれば、それで良いと思う。

〔水口委員〕

- ・現実問題として、自治区設置条例が出来て、その中で動いていることを考えると、高橋委員が言っていることも理解はできるが、それまで論議してきた経過があるので、そのことを考えると地域間の連携が大事だと思う。
- ・例えば、留辺蘂の学校を造ることとする。そして常呂の学校では、耐震性が悪いという部分があったとして、その時にお互い連携をして造ることが大事である。
- ・やはり、これからは地域間同士の連携が必要になってくると思う。それがどんどん積もって行けば、自分は北見市民なのだという意識になり、将来的には自治区がなくなるということもあるかも知れない。だから現状は歴史的な経過であると思っている。
- ・だから、常呂や留辺蘂の人たちが10～15年経った時には、我々は北見市民だと認識しており違和感はなくなると思う。
- ・端野の学区に関しても、仁頃も日吉も端野に近い。これを1つの学区にしたらどうなのか。今、新しい端野中学校を造っているが、学区も含めて作って欲しいと思っている。
- ・他に、小泉も徐々に子どもが増えているので、端野に来て構わないと思っている。
- ・しかし現実問題としては、そうはいかない。だから連携が大事になってくると思う。

〔杉本委員〕

- ・そのことは分かるが、例えば、それぞれの自治区に教育委員会が分かれている。これを辿ると基は北見市である。だから、行政が関わっている所がそれぞれの自分の手で分けたものを、連携することはあり得ないと思う。

〔水口委員〕

- ・言っていることは分かるのだが、今そのことをやってしまうと、過去の合併論である自治区条例が御破算になってしまうので、ここであえて書くことは出来ない。

〔杉本委員〕

- ・連携を否定しているわけではない。ただ、その中で「市民」という言葉をカットされないように反論しているだけで、実際に連携しなければいけないのは、今言っていることだと思っている。

〔水口委員〕

- ・しかし、杉本委員の意見も気になる。

〔杉本委員〕

- ・そして、実際にここで記載している条の目的は地域振興である。

〔笠原委員〕

- ・地域振興にしてしまうからおかしくなる。地域振興は第37条第2項以降で終わっている。

〔杉本委員〕

- ・あくまでも、目的としての地域振興と考えるなら行政側はそれだけでは絶対に足りないと思っている。

〔中山座長〕

- ・地域振興ではあるが「北見市全体の均衡ある発展」がキーワードになった地域振興なので、決して地域振興だけではなく、北見市全体がという意味。

〔杉本委員〕

- ・それは分かるが、実際にその活動内容を想定すると、市民という言葉は外せないと思う。

〔中山座長〕

- ・もちろん、市民同士が何かをやる場合は市が調整役として入る。これが連携だと思うが。
- ・ただ、市民と入ると自治区間の連携だけになってしまうと思う。
- ・ここに「自治区間の連携」と記載しているが、これを「市民は自治区間の連携を深める」とすると、不思議な日本語に聞こえないか。

〔杉本委員〕

- ・文言については、技術的に後でやれば良いことだと思っている。
- ・自治区間の連携は、市長等だけで良いかという問いかけに関しては、市長等だけでやることは同じ組織同士のことになるということを言いたい。

〔笠原委員〕

- ・逆に、水口委員が言った学区の問題や葬祭場の問題があると思う。地域住民がいろいろと話し合っただけで最終的に決めるとなった場合、今までの自治区間の経過を調整し、行政が関わって決めないといけない。だから、あくまでも行政側の問題になると思うのだが。

〔中山座長〕

- ・もう一度事務局に聞きたい。この意図はどういう部分になるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・この協議内容は事務局が作ったわけではない。これは市民会議の中のたたき台である。
- ・その時に杉本委員が言われていたように、自治区間の連携、共働というのは、市民同士も一緒にやろうという考え方を持ってきた場合、その連携を図るのは市長だけで良いのか、ということをもう一度確認してもらいたいということ。
- ・だからある意味、杉本委員が言っているように、市民同士というものも必要になってくるのではないかと。市長等だけで謳ってしまっても良いのかという経過だった。

〔高橋委員〕

- ・同じことを言っていると思う。それをどうやってうまく纏めるか。そしてどこまで意図を書けるのか。

〔水口委員〕

- ・意図はぶれていないと思う。

〔高橋委員〕

- ・自治区に反対しているわけではない。

〔中山座長〕

- ・これだけ意見が割れているということは。

〔杉本委員〕

- ・意見が割れているということではなく、「市民」という言葉を入れて欲しいと言っているだけだ。

〔中山座長〕

- ・「市民」という言葉を入れない方が良いという意見もある。
- ・杉本委員は「市民及び市長等」はとするとということか。

〔杉本委員〕

- ・それか、今まで言ってきたような交流に市民をかけるとすると良いと思うが。

〔中山座長〕

- ・「自治区間の連携と市民同士の交流を深め」

〔杉本委員〕

- ・そこにかけても良いと思う。とにかく「市民」という言葉を外さないで欲しい。市長等だけが連携にあたっても仕方がない。

〔中山座長〕

- ・しかし、この文にはそのことが入っている気がする。

〔高橋委員〕

- ・第1項にそれが入っているかどうかわからないので、第1項にしてしまった方が分かり易いかもしれない。共用しても良い気がする。

〔中山座長〕

- ・「自治区間の連携と市民の交流」か。

〔杉本委員〕

- ・「市民同士の交流を深めるように」でも、そのたたき台として良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・それでは主語は「市長」か。

〔高橋委員〕

- ・だからおかしくなる。

〔逢坂副座長〕

- ・第2項で主語を「市民」と入れてしまう方法はある。

〔高橋委員〕

- ・「交流・機会・お互いを知る」というニュアンスではどうか。

〔中山座長〕

- ・そうなると共働とかぶる気がする。

〔杉本委員〕

- ・共働は地域振興という目的ではない。

〔中山座長〕

- ・ではタイトルも地域振興のままか。

〔高橋委員〕

- ・全体が共働であるので、多少かぶるのは仕方が無い。

〔笠原委員〕

- ・やはり、タイトルは変えた方が良いと思う。地域振興は第37条の2項で謳っている。
- ・そして第38条は、自治区はつくったけれども全体の関係性をどうやってやり直すのかということだけだと思う。
- ・そこで「市民」と入れた場合、自治区と市民との関係が矛盾するように感じる。市民というと北見市民全体になってしまう。自治区の市民という言い方だと矛盾してしまうと思う。

〔中山座長〕

- ・高橋委員の意見のように、第2項をなくして第1項に纏めるか。

〔高橋委員〕

- ・入れてみて変だったら、また見直すということではどうだろうか。

〔中山座長〕

- ・少数意見だったら別だが、事務局サイドからも意見が出ているし、杉本委員からも意見があるのでそれは無理な話かもしれない。

〔杉本委員〕

- ・地域振興というテーマであれば、北見の市民同士が「北見同士の連携」ということもあり得ること。だから、別な地域との交流でなくても良いので、市民を自治区市民という表現にしなくても良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・それを言ってしまうと論理展開がなくなってしまう。第37条で言っているのは、あくまでも地域の特性と言っていて、地域社会と言っている。
- ・この第2項で言っている「地域」というのは、あくまでも自治区内という限定を積み重ねてきているもの。
- ・一般論で話をしているのではなく、あくまでも第9章については、そういう範囲を限定してきて、最終的に地域全体をどう表現しようかということだと思う。
- ・だから、この地域振興のタイトルを変えた方が良いと思う。
- ・そうしないと、自治区と市全体との関係性が分からなくなるので、このようにした方が良いのではないかということをも明記した方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・そうすると自治区の連携ということか。

〔逢坂副座長〕

- ・市民の交流という要素もあると思うが、少し分からない部分があるので聞きたい。まちづくり協議会というものはどんな位置付けなのだろうか。
- ・先日荒井委員が、まちづくり協議会同士の連携、情報の交換、人的交流がなくて今ひとつという話があったが、その一人ひとりという要素と今の要素をどのように絡ませていくのか、または別なものなのかを聞きたい。

〔杉本委員〕

- ・まちづくり協議会というのは行政側の一部だと思う。それはそれだけのものであり、市民活動などの分野とは違ってくると思う。行政側の共同体だから1つの事業として分けて考えるべきだと思う。
- ・そして、まちづくり協議会同士の交流で、自分のところの問題を出して言い合いをしても仕方が無いことだと思う。解決することは、その地域のまちづくり協議会で解決しなくてはいけないことだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・議論から外れて申し訳ないが、まちづくり協議会同士が話し合いをしたりすることは連携というひとつの流れの中では大事なことはないか。

〔杉本委員〕

- ・それはあり得ること。しかし、ここではカッコ書きで地域振興と書いている。

〔中山座長〕

- ・では、そこから考えた方が良くと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・地域振興であれば、自治区のことだけでは駄目かもしれない。しかし、自治区に限った全体的な発想で第 38 条はいった方が良く気がする。

〔杉本委員〕

- ・しかし、順番として、自治区設置条例から第 37 条～第 38 条へと移行しているが、その積み上げを本気でやるのか、または地域振興みたいに北見市全体の地域を振興させるための条例なのかを決めないといけないと思う。
- ・このタイトルを変えるのか、それとも別に作るのかをやらなければテーマが違っていると思う。より良い自治区運営のための条例なのか、地域振興のための条例なのかの性格付けをやらなければ駄目だと思う。

〔中山座長〕

- ・そこが大きな食い違いなのかもしれない。
- ・私のノートによると「自治区と言うものが、北見市全体の均衡ある発展のためにどういうことをしなければならぬのかをここに書く」ことがメインだった。
- ・元々は地域自治の推進だった。そういう意味で市民同士がどうこうというよりは、自治区間でどんなことができるのだろうという笠原委員が言っている意味で、この条が作られていた。
- ・「地域自治の推進で、北見市全体の均衡ある発展を目指して連携を深めて地域振興を図る」ということがキーワードとして出ていた。
- ・確かに地域振興だけで見ていると、杉本委員が言っていることは理解出来る。

〔逢坂副座長〕

- ・流れとしては入ってくると思う。

〔中山座長〕

- ・確かにそうだと思う。ではまず地域振興をなくすか。

〔高橋委員〕

- ・笠原委員が最初に地域振興の話を出したと思う。

〔笠原委員〕

- ・地域振興のタイトルをやめて、自治区間の連携でどうだろうかと最初に言ったと思う。

〔高橋委員〕

- ・その前の話で変更した時に、地域振興というニュアンスを入れたらどうかということだったと思う。

〔笠原委員〕

- ・それで地域がどこを指しているのかが混乱して分からなくなってきた。

〔高橋委員〕

- ・全体がまちづくり条例なので、地域振興と言っていると思う。

〔中山座長〕

- ・まず自治区を設置して、設置された自治区は各地域・各自治区の均衡ある発展のために存在しているけれども、それはそれだけではなくて北見市全体の均衡ある発展を目指す事が重要なのだということで、次の第38条に繋がると思う。
- ・そうなってくると笠原委員の「自治区の連携」というタイトルで良いと思うのだが。
- ・杉本委員に訊きたい。自治区の連携としても良いか。
- ・そうならば、ある程度割り切って、今までの議論は共働きの共働きの所に持っていくとどうだろうか。

〔高橋委員〕

- ・第37条が自治区の設置の手法を書いているので、連携を目指すことが地域の振興や北見市の考えであるならば、ここも連携が手法として書かれるのであれば違和感はない。

〔水口委員〕

- ・今まで論議してきた中で、笠原委員の方向で決めた方が纏まり易いと思う。

〔杉本委員〕

- ・この「地域振興」を「自治区の連携」とするのはどうか。

〔高橋委員〕

- ・第38条で振興すると言っているので、ここでは手法2つを並べたという意味ではどうか。

〔中山座長〕

- ・ポイントは北見市全体の均衡ある発展ということ。

〔水口委員〕

- ・それに代わる言葉があれば良いが、現状はなかなか見つからないと思う。笠原委員の表現で良いと思うが。

〔杉本委員〕

- ・このカッコ書きが「自治区の連携」であれば、市民を入れることに拘らなかった。

〔中山座長〕

- ・では読んでみる。「市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。」

〔逢坂副座長〕

- ・そしてタイトルが「自治区の連携」で良いか。

〔杉本委員〕

- ・「自治区の設置」に続いて「自治区の連携」。

〔中山座長〕

- ・名前としては良いと思う。これで事務局からの問いかけにも答えたことになると思う。
- ・それでは、これで良いか。(了承)

◆第10章 安全安心のまちづくり

第39条 (災害等への対応)

〔中山座長〕

- ・まず、事務局からオレンジ色の部分(タイトル)の説明をしてもらおう。

〔事務局～企画課長〕

- ・「安心安全のまちづくり」となった場合、福祉やいろいろなことを含めた捉え方になる。
- ・そこで、条文自体が災害等への対応ということなので、少し絞り込んだタイトルにする
と良いのではという提案。

〔中山座長〕

- ・安全安心には危機管理を含めた方がより内容がはっきりすると思う。
- ・そして第2項を付け加えているが、市民側として何か協力をしなくてはいけないという
ことが書かれている。
- ・事務局に訊きたい。危機管理というと「市民は」という部分も書かれているのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・防災計画の中では、それぞれの役割を規定している。行政や事業者、そして市民の役割
と記載しているはず。

〔笠原委員〕

- ・他の所でまちづくり基本条例や住民自治基本条例を作った時は、このことを想定してい
なかったと思う。
- ・そこで実際に災害が起こった時には、まちづくり条例の中になかったので対応すること
ができなかった。
- ・だから市民は助けられる対象という意識になってしまった。これではどうしようもない
ということで、安心安全に危機管理を入れた方が良いという話になった。
- ・他の自治体は意外にこれがない。

〔逢坂副座長〕

- ・太田市にある。「市民は、災害等に備え、自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合いま
す」との言い方になっている。

〔笠原委員〕

- ・昔から防災組織には、消防団、自衛団、自警団などが備わっている地域は割合あると思
う。しかし、そのことを表に出している所は少ない。

〔逢坂副座長〕

- ・結局は、そういう事例が重なったという要素はあると思う。

〔笠原委員〕

- ・先日、京都で雨降りに市民が軒先で防災用のバケツを持っているのを見た。自分たちで
まちを守ってきたという経過があり、資源を無駄にしないという動きが徹底していると
感じた。
- ・本当は、第2項について市民に義務を課する形になると思うが、これは基本的に自己責
任ということではなく、自分で自分を守るということ。

〔高橋委員〕

- ・自己責任ということではなく、それぞれが自分をまず優先する権利があることを言った
上で、他の人も助けるという意味で理解しても良いか。

〔中山座長〕

- ・そうである。そういう意味からすると良く書かれている。

〔事務局～企画課長〕

- ・共働の考え方から、このことが必要だと思う。

〔水口委員〕

- ・昔は、防災組織という消防団や自警団等は住民が作った。これは行政が作れと言ったものではない。そういう意識をもう一度、この中できちんと意識してもらいたい。
- ・やはり、災害が起きた時は自分たちでどうにかしないとイケない。行政が助けてくれると思っていたら手遅れになってしまう。

〔高橋委員〕

- ・ある意味、第2項は本望だと思う。

〔水口委員〕

- ・これには書かないとイケないと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ちなみに、札幌市の基本条例にはないが、帯広市と苫小牧市の条例にはある。危機管理とはっきりとした条項である。最近議論になっている後発の都市は、取り上げているということ。

〔水口委員〕

- ・最近の北見市では、書かないと駄目だと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・神原先生の話の中でも、最近の条例で危機管理の条項が出てきていると話していた。危機管理自体は政策である。それをまちづくり条例の中で政策として規定することはどうなのかということはあるが、住民の生命や自由、財産を守ることは、自治体が存立している根本の理由なので、当然規定しても良いのではないかという話もしていた。

〔中山座長〕

- ・肯定的な意見が多いので、第10章は「危機管理」をこのまま採用したいと思う。

〔笠原委員〕

- ・先日、自宅の近所で断水があったが、その時の対応が実に早かった。
- ・朝7時に断水が見つかり、9時頃には担当者が来て、10リットルのポリ袋の水2つを持ってきてくれた。そして、説明も午前中に各戸別に電話で対応していた。このことからだんだんと意識が高まってきたと思う。

〔杉本委員〕

- ・解説の部分の「安全・安心」の言葉が多くて賑やかだと思うが。

〔中山座長〕

- ・確かに多い。

〔事務局～企画課長〕

- ・それでは、最初の「本条は」の次の「安全安心」の部分を取って、「本条は、災害等への対応について定めたものです」として、権利については市民の権利の所で謳っているので、その部分は入れておいた方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・次にまた「市民の安全で安心」が出てくる。

〔中山座長〕

- ・合併後、市民の生活を揺るがす・・・。

〔笠原委員〕

- ・生活を脅かす・・・。

〔事務局～企画課長〕

- ・合併後、市民の生活を脅かすか。

〔中山座長〕

- ・2行目から4行目までに「安心・安全」という言葉が3回出てくる「市長等は」の後をどうするか。

〔高橋委員〕

- ・目的も同じなので要らないと思う。「市長等が暮らしを守って行く」が良いと思うが。

〔笠原委員〕

- ・「市長等は、市民の安全で安心の暮らしを守っていく責任があり」この3行を1行にするかどうか。

〔高橋委員〕

- ・市民の権利と市長が守らなければならないのは同じことなので、ひとつで良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・わざわざ権利を言わなくても良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「市長等は、市民の安全で安心な暮らしを守っていく責任があります」か。

〔逢坂副座長〕

- ・それで良い。2行目「市民は～権利を有しており」の部分を除いた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それであれば、次の段の「合併後、市民の安全・安心を揺るがす」に繋がる。
- ・もう一度確認する。
- ・「本条は、災害等への対応について定めたものです。市長等は、市民の安全で安心な暮らしを守っていく責任があります。合併後、市民の安全・安心を揺るがす事案が続けて発生しました。」で良いか。

〔杉本委員〕

- ・3行目はくどくないか。

〔中山座長〕

- ・これで「安心・安全」の言葉は2つになったと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・合併後、市民の・・・と・・・。

〔中山座長〕

- ・2行目の「市民は」という部分は消した。

〔笠原委員〕

- ・その上の「災害等への対応について定めたものです」と、3段落目に「このため、市長等は」とあるが、これは同じことを言っていると思うので、どちらか要らないと思う。

〔中山座長〕

- ・いっそのこと、上の方を消すか。その方が重ならない気がする。

〔三原委員〕

- ・「合併後」の部分は必要か。

〔笠原委員〕

- ・あまり触れたくない部分だ。

〔笠原委員〕

- ・合併したから災害が起きたわけではない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「近年は、この地域においては・・・発生しており、また、全国では・・・テロ、感染症・・・」
となると、「全国」という言い方を入れた形になると思う。

〔中山座長〕

- ・全体的に構成を書き直した方が良いと思う。今の次長からの意見で、大体良い気がするがどうだろうか。

〔水口委員〕

- ・「合併後」という言葉はいらない。

〔中山座長〕

- ・それであれば、3段落目「このため、市長等は・・・」で悪くはないと思う。
- ・上で言っているのは、より具体的にして、どういう体制にするかということ。
- ・たくさん修正があるが、文言整理をして次回に報告する。
- ・これで安全安心については終了したい。

◆第11章 国、北海道及び他の自治体等との関係

第40条（国、北海道及び他の自治体等との連携）

〔中山座長〕

- ・オレンジ色の部分（連携・協力）の説明を事務局から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・第1項と第2項、ともに「議会及び市長等は」の主語で始まり、「連携・協力」という形に繋がっていく。
- ・第1項では他の自治体との連携・協力の関係を築く形の条文にし、第2項ではその課題を解決していくために制度の整備等を提案していくという条文に整理したらどうだろうかという投げ掛けである。

〔中山座長〕

- ・確認したいが、連携する場合は共通課題の解決に向けなければいけないというのは何かあるのか。自分の所だけの課題解決に他の協力をお願いするということはないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・災害などでは考えられる。

〔中山座長〕

- ・通常では、共通課題の分だけなのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・広域の部分ということで、それぞれの自治体に属していることは、それぞれの自治体が解決をしていくということ。

〔笠原委員〕

- ・例えば、前までやっていた高知との交流、またはどこかの出向、国からの出向ということもある。そして夕張のように、道から職員が来るという想定はあるかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・それにプラスをして、意見を表明することも入れた方が良いと思うが。

〔笠原委員〕

- ・それが第2項でやるということ。だから、これを読んでいて、大阪府の橋本知事が言うような提案を一緒に言っていくということもあり得ると理解して欲しい。

〔逢坂副座長〕

- ・変えるなら第2項を変えた方が良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・横の繋がりよりも、上下関係を言う内容はないものか。

〔逢坂副座長〕

- ・横の繋がりには、連携と協力で良い気がする。

〔事務局～企画課長〕

- ・分けるなら、第1項で「その他の自治体と相互に連携・協力」とある。その部分に「国・北海道・その他の自治体と」というような文言にして連携と協力を謳う。
- ・そして第2項目では、課題についての制度の整備等の提案というような形の方が良い気がする。
- ・第1項は、それぞれの自治体に対しての相互協力である。

〔逢坂副座長〕

- ・確かこれは分かれていなかったと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・確かに、制度の整備の提案をしていくのは、その他の自治体ではなくて国や道になるということはある。

〔中山座長〕

- ・それでは「解決に向けて、国、及び北海道・その他の自治体と」という感じか。

〔事務局～企画課長〕

- ・もしも連携・協力を第1項に纏めると、そういう形になる。

〔中山座長〕

- ・第2項では「議会及び市長等は・・・」とあるが。

〔事務局～企画課長〕

- ・「国及び北海道に係る制度の整備等の提案を・・・」と繋いで行く形ではどうか。

〔笠原委員〕

- ・先週、全道の中核市長会議があったが、そういう時に、他に直接関係ない規模別の市長が集まって、道や国に対しての整備などを想定しても良いのでは。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・第1項は、札幌市など他の都市との連携・協力という部分。
- ・そして、このことで何か提案が出てきて、こんな風にして欲しいということが出てくると、国や道に対して第2項に基づいた制度の整備等を提案していくという関係にしてはどうかと事務局は提案している。

〔逢坂副座長〕

- ・その方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・非常に分かり易い。

〔水口委員〕

- ・広域行政連合などがあるが、もう少しすると道州制などにまで踏み込むということか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・もうひとつは、その他の自治体に国や道も連携や協力の中に入れるか入れないかということがある。入れるのであれば、それはあり得るということ。しかし補完性の原理からいくと無い。
- ・自治体が出来ないものを道がやる、道が出来ないものを国がやるということが補完性の原理である。
- ・ただ、今市民との関係においても協力というのは、あくまでも補完性の原理でいる関係でありながら、対等でお互いに協力・共存しようということ。
- ・これがこの条例の基本であり、この基本でまちづくりをしていこうという提案なので、国と道の関係においても協力・連携はあり得るという形にしておいた方が比較的良いのではないかということ。

〔水口委員〕

- ・しかし、こういう形でもう動いている。医療の関係や介護保険の関係もそうだ。

〔高橋委員〕

- ・入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・では、事務局からも投げ掛けがあるので纏めたいと思う。では事務局から読み上げてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・第40条第1項は「議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、国、北海道その他の自治体と相互に連携、協力する関係を築くものとする。」
- ・第2項「議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道に対し、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。」

〔中山座長〕

- ・分かり易いし、解説もそのままで良いと思う。どうだろうか。

〔合田委員〕

- ・辞書を調べると、連携という言葉には、連絡と協力ということが入っていた。あえて連携と協力が必要なのか。

〔三原委員〕

- ・一般的には「連携・協力」と使っている言葉だ。

〔中山座長〕

- ・通常、「連携と協力」と言ってしまう。

〔三原委員〕

- ・確かに言葉の意味としては、そのようなになると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・市民の見方としては、この方が分かり易いと思う。国語の先生向けではない。

〔水口委員〕

- ・多分、市民はそこまで理解はしていないと思う。この方が分かり易いと思う。

〔杉本委員〕

- ・では、正しく連携と書いておいて、解説に連絡と協力と入れたらどうだろうか。
- ・やはり条例だから、正しい用例でなければいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・他市の条例で何かあるか。

〔笠原委員〕

- ・他の条文では結構入っている。

〔中山座長〕

- ・帯広市も連携と協力である。
- ・他市ではたくさんあるが、事務局としてはどう思うか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・辞典的意味から言うと、合田委員の言うとおりでと思う。連携で事足りると思う。
- ・ただ、ここで条文として言っているのは、あくまでも連携とすると広域連合や一部事務組合というものが連想される。
- ・協力というと各種会議や情報交換など、ある意味想像できるような条文（分かり易い表現）をあえて掲げて説明するということはあっても良いと思っている。
- ・だから、各市では、分かっているけど敢えて連携や協力と表現していると推察される。

〔杉本委員〕

- ・しかし、その事を知ったからには条文としてきちんと入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・条例を作る上での関連のような形で思惑ができていれば、そのまま使っても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・分かりやすくするのは解説で書けば良いことであり、条例となると。

〔水口委員〕

- ・これはこの方が分かり易い。この文にしないと、とんでもないことになると思う。

〔中山座長〕

- ・このままで行こう。
- ・次長から説明があったように、条例を制定する上で色分けが出来ていると思うので、連携と協力で行きたい。

〔高橋委員〕

- ・以前、中核都市という形でオホーツクをリードしていくことになった場合、ここに入れたらどうかという提案をしたが、私の記憶として前文では使わないということだったと思う。そこで、そういう意図は前文にも書いていないし、この中では無理に条例の中でオホーツクを引っ張るという態度はとらないという方針か。

〔中山座長〕

- ・一応、中心としてということだったと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・実績として、オホーツクの中心ということ。

〔高橋委員〕

- ・中心と書いたからには、もしかすると入れた方が良い気がするが。

〔事務局～企画課長〕

- ・中核都市になると、法的な位置付けをしている中核都市ということになってくる。

〔高橋委員〕

- ・それは中核市だと思うが。中心都市と言うからには、何かをしなくてはいけないということがあると思う。

〔逢坂副座長〕

- ・北見市はそういう位置付けにはなっていないと思う。

〔高橋委員〕

- ・人口で決まっているので位置付けされていないと思う。言ったからには、何かをしなければならぬということがあり、もしも入れられるのであればこの章だと思っている。

〔逢坂副座長〕

- ・まちづくりの方向では、他の町村あるいは国に対してという部分であり、高橋委員が言う要素は、どちらかと言うと北見市の方向付けの要素というニュアンスに聞こえた。
- ・そうなるここではなくて、どこかで謳った方が良いと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・前文の時に議論をしたが、最終的に「オホーツク地域の中心として、まちを発展させて来ました」という過去の事であり、これからの部分ではその言葉を一切使わないようにしようということだったと思う。

〔高橋委員〕

- ・では特に何かをする必要がなくなってくるということか。

〔逢坂副座長〕

- ・敢えてやるなら、長期計画などで、そういうまちを目指すということぐらいだと思う。

〔高橋委員〕

- ・まちづくりの方針にそういうものが見えなければ、条例に入る必要はないと思う。まちづくりを目指す時に、そういうものがあるのであれば、条例に少しでも見えていないと欠けた感じがするが。入っていなければ良い。

〔中山座長〕

- ・このことに関しては入れないということにする。

◆第41条（国際交流等）

〔中山座長〕

- ・前回の議論の時には、このままで良いということだった。皆さんの意見を聞きたい。

〔高橋委員〕

- ・国内外の団体なので、国際交流等としない方が良いと思う。国外も大事だと思うが、交流人口の拡大という意味からいけば、国内の交流の方がむしろ大事だと思う。どちらも強く大事なので、国際交流というタイトルはどうなのか疑問に思う。

〔中山座長〕

- ・確かに国内の方が活発かもしれない。

〔高橋委員〕

- ・国際だけを言っているわけではないので、条文にも国内外となっているのでタイトルが重なることになる。
- ・国際と言うと、国内はあまり含まれないと思う。

〔中山座長〕

- ・解説では、国内のことを書いている。

〔高橋委員〕

- ・条文にも国内外となっている。

〔逢坂副座長〕

- ・条文は内外だし、タイトルは国際交流等となっているのでこれで良いと思う。
- ・「等」と書いているので、国内交流も含めていると思う。

〔高橋委員〕

- ・一見、国際交流だけのことを書いているように感じる。よく見れば条文にも解説にも書いているのだが、何となく不一致のように感じる。国内外人材交流ではどうか。

〔中山座長〕

- ・このことは事務局の方が詳しいと思うので、どれくらいの国内外の活動、国際・国内交流があるのか教えて欲しい。
- ・また、今後我々は、どちらの方向に力を入れていくべきなのか、そのあたりの現状と今後の方向を教えて欲しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・国内交流では、小学生の行き来を行ったり、物産展を開いたりしている。
- ・海外とは、公式訪問団が行き来をしたり、芸術祭に参加したりしている。
- ・民間レベルでいくと、国際交流では日韓コリアンフェアなどの取り組みをしているというように、それなりに活発な活動はあると思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・国際交流が気になるのであれば、単純に「国外・国内等」にすれば良い。または国際等が良いかということになる。中味から言えば、いろいろとある。
- ・言ってみれば、小学生の修学旅行も国内交流だと言える位置付けから、姉妹都市が連携して契約に基づいた交流というものもある。

- ・国際関係や国外都市との関係も含めてさまざまである。そのことが、何れも担保したいという条文である。

〔高橋委員〕

- ・総合計画では、国際交流・地域間交流の促進と分けて両方明記している。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・国際という文字に拘れば、そういう表現になると思う。

〔高橋委員〕

- ・私は「等」という表現で、一纏めにしている意味が分からない。

〔笠原委員〕

- ・なぜ「国際交流等」にしたのかというと、本当にグローバル化という国際化の時代だということがある。今回8月に広島へ千羽鶴を持っていったり、常呂高校や留辺蘂高校が海外研修に行ったりということがある。観光では、常呂や留辺蘂が海外との接点が多い。
- ・だから、国内は当然であり、これからは国際という波に乗り遅れないようにというテーマとして出てきていると思う。
- ・だから、敢えて国内について表記すべきでもないと思う。

〔高橋委員〕

- ・大幅な面から行くと、交流するという意味がここに書いているのは、国外という意味か。

〔笠原委員〕

- ・それで北見市の場合は、ある種、観光振興ということだと思う。しかし、観光の振興だけをやるべきではないし、大学にもいろいろな国の人が来ている。

〔水口委員〕

- ・国際交流等で構わないと思う。これで大体のことが通じると思う。
- ・中味を現実に言うと、他の条文にもたくさん出てくると思う。大枠で、このような括り方をしていかなければ条文の場合は難しいと思う。私はこの表現で良いと思う。

〔中山座長〕

- ・何を目指していききたいのかという部分がポイントになってくると思う。
- ・今の話からいくと、総合計画の中でも国内というのは当たり前のことだが、そのことも進めていくべきだと思っているので、水口委員の意見で良いと思う。
- ・「国際交流等」若しくは変えたいのであれば「国際交流・地域間交流」ではどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・「地域間交流」とはしない方が良いと思う。「国際交流等」で良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・「国内外の交流等」ということもあると思う。

〔笠原委員〕

- ・それは条文にも国内外と書いている。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・表題も「国内交流・国外交流等」にすると良いと思う。

〔水口委員〕

- ・そこまで拘らなくても良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・政策の面で言うと、国際はやらなければいけないが、これから地域間競争という時には、交流人口の拡大というものも出てくる。それで、せっかく国内間の交流があるのに国際だけの交流だけになっても良いのかというニュアンスはある。一般的に、ここまではいかないということがあれば別だが。

〔水口委員〕

- ・この条文で、そこまで吟味しなければならないのか。もっと大枠で捉えて良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・これからの北見というイメージなので。

〔水口委員〕

- ・そこまでやると条文が書けなくなると思う。大枠で良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・国内の方が、パートナーになってくると思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここで決めるのは、北見が国内外をやめるということになると懸案は変わってくる。
- ・内外がOKとなると、表題をどう表現するかの問題だけに絞った方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・国内で探した時、国内の交流という形が見えない。

〔中山座長〕

- ・条文には国内外を含むと記載している。

〔高橋委員〕

- ・目次で探す時には、北海道と他の自治体等との関係の中に入っている。
- ・そうなると国内の交流という形を目次で見た時に、それは国際交流等に含まれているのだと言ってしまうと、とても見え難いと思う。
- ・皆が、国際交流等とは国内も含めて国外も全部含んでいるのが当たり前だと言うのであれば、それが常識なのでそのままが良いと思うが。

〔水口委員〕

- ・常識とは言わないが、このままで良いと思うが。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここでは、そのことも含んでいるという解説である。

〔中山座長〕

- ・それでは、このままで行きたいと思う。
- ・あとは「生かすものとする」の字を替えた。そして、「市長は」を「市長等は」に替えた。

◆第12章 条例の改正等

第42条（条例の趣旨に関する事務等の検証）

〔中山座長〕

- ・これは笠原委員からの意見を、ほぼそのまま採用した条文となっている。
- ・それに合わせて解説を作成している。

〔高橋委員〕

- ・経緯の確認だが、他は「～ものとする」だと思うが、ここは「～しなければならない」となっている。それほど強調すべきものだったか。

〔逢坂副座長〕

- ・それは全体の流れで各論だけでやってしまうと駄目なので、基本的に直すかどうかということは、全体の流れで統一見解を作った方が良くと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・その部分で言うと、条例の位置付けの第3条第2項がそういう言い回しをしている。

〔高橋委員〕

- ・それが、強いものだというニュアンスであれば直さなくても良いのかもしれない。

〔事務局～企画課長〕

- ・最後は全体を確認して統一をかける。今のように言い切っている方が少ないと思う。

〔高橋委員〕

- ・ここは、しなければならないという形だと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは笠原委員の案と解説をそのまま生かしたいと思う。

◆第43条（条例の改正）

〔中山座長〕

- ・私のノートによると、第2項として「市長は、前項の措置を講じる場合にあっては、市民の意見を適切に反映させるものとする」と記載されており、たたき台の時にあったはず。そして、この部分を削除するという話にはなっていなかったと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・解説の部分でも市民の意見を適切に反映させるという項目になっているし、この第2項があったはずだと思っている。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・解説文もそのように書かれている。第2項が抜けただけ、記述ミスだと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・たたき台では「市長は、前項の措置を講じる場合にあっては、市民の意見を適切に反映させるものとする」となっている。

〔中山座長〕

- ・では、第2項があるということで、このままで良いことにする。

課題整理の確認

〔中山座長〕

- ・次に、宿題となっていた部分の確認をした後で、作成してきた共働の部分の解説の話をして、次回に決めたいと思う。

◆第23条（法令の遵守等）修正案

〔中山座長〕

- ・第23条（法令の遵守等）の部分は、「コンプライアンス」を削除し、「順守」を「遵守」に統一し、「公正な市政運営を行う」ということの少し具体的な目的を追加するということだった。それが赤字で書かれている部分。
- ・「このようなことを未然に防ぐ」という部分が大きく加わったと思う。この修正案を見て宿題になっていたものは含まれていると思うがどうか。

〔杉本委員〕

- ・今風を感じる。特に「範囲内でのこととなります」の「なります」の部分。

〔高橋委員〕

- ・この部分は、逃げ道にしないということで捉える。

〔中山座長〕

- ・意見がなければ、第23条の修正案はこのままで良いということにしたい。

◆第29条（情報の公開及び提供）修正案

〔中山座長〕

- ・次に、第29条（情報の公開及び提供）の解説の部分で、「情報の収集及び適切な管理」という具体的な方法・手法について書いて欲しいということで修正したもの。
- ・このままで良いと思うが、どうだろうか。意見がなければこれでよしとする。

◆第30条（説明責任）修正案

〔中山座長〕

- ・第30条（説明責任）の解説だが、下から3行目を全部取るということになった。これでは少し短いということで、若干付け加えている。

〔逢坂副座長〕

- ・「応答するものとする」という部分は削除するということが良いのか。

〔中山座長〕

- ・「市民に分かりやすく説明・応答するものとする」か。

〔逢坂副座長〕

- ・事務局案は、これで良いということか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・修正案では「応答」の言葉を使っていない。

〔中山座長〕

- ・私のノートでは「市民に分かりやすく説明・応答するものとする」となっている。皆さんのノートでもそうだと思うが。
- ・「応答」という言葉は、後で重複するので削除した方が良いということだったと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・第26条に「応答する」とあるので、第30条の条文で外して、すっきりさせるということだったが、これでは、それに対する質問や意見に応答する責任が抜けていると思う。

〔中山座長〕

- ・第26条で応答することが書かれているが、第30条で説明・責任についてだけ記述することにしたので、第30条の条文は「市長等は、市政に関する事項及び市政運営の状況について、市民に分かりやすく説明するものとする」。で、解説はこのとおりとなる。
- ・大きな変更は、第2項がなくなり、解説文が修正になったということで、特に問題は無いと思う。

◆第7章 市民参加 修正案

〔中山座長〕

- ・ここでは、1条加えるという大きな変化があった。
- ・第7章の条文と解説部分の説明を願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・赤字の部分が事務局作成案で、青字が事務局作成案に対する座長修正案というように分けている。

〔中山座長〕

- ・条文については、ほぼ完璧に反映されていると思う。
- ・キーワードが3つある。①参画機会の保障、②条例規定等の環境の整備、③手続き公開等の手法の明記があり、それぞれが第1項と2項に明記されている。
- ・条文はこのままで良いと思う。
- ・あとは解説の部分だが、赤字と青字のどちらかに選択しなければならない。

〔事務局～企画課長〕

- ・条文の第2項では「努める」と努力規定との言い回しにするのか、「反映する」と言い切るかの違いであり、そして、それに伴い解説の最後は変わってくると思う。

〔中山座長〕

- ・第1項では環境の整備に努めるものとするということ。第2項は「適切に反映するものとする」か「適切に反映されるように努める」とするかを選択すること。

〔高橋委員〕

- ・心情的には、第1項の「努めるものとする」を取ってしまいたい。
- ・それと、以前「多様な」は使わないということがあったと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・この部分では「多様」という言葉を使うと意味が通じると思う。前回の「多様な生き方」とは意味が違う。

〔中山座長〕

- ・今回は大丈夫だと思う。「多様な制度」と範囲が限られているから。

〔笠原委員〕

- ・基本的には「反映するものとする」であると思う。市民意思を重視するのであれば「するものとする」だと思う。

〔中山座長〕

- ・第1項もそうか。

〔笠原委員〕

- ・第1項もそうだと思う。

〔中山座長〕

- ・「整備するものとする」となると厳しい。

〔逢坂副座長〕

- ・我々の気持ちはそうだが、受け止める事務局側としてはどう思うか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民から委ねられた意見や要望を蔑ろにするということではないが、今回のこととしても何かを決めていく時に、1人から意見が出ると、出た意見全てを取り入れるということは難しい。
- ・全体の中で一定程度合意されたものは、これから進めていく中でもいろいろな意見は聞くが、1人の意見を全て反映出来ないことは当然ある。それを「反映する」と言ってしまうと、そのことを盾に取られかねないという非常に恐ろしい部分があるので、「反映するものとする」とはなかなか言いづらい部分がある。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・賛成論からも反対論からも盾に取られてしまう。
- ・ただこれは、どちらかが適切に全ての住民に反映するというコンセンサスがあるならば「するものとする」でも構わない。しかし、現状は全ての市民がそのことを納得してくれるとは限らないので、その表現の部分の問題がある。

〔事務局～企画課長〕

- ・そのことが、実績作りのように取られかねない。

〔中山座長〕

- ・実際に「適切に」という言葉が入っているので、「するものとする」でも良いと思ったのだが。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・「適切に」に含まれている住民コンセンサスがあれば、それはそれで成立すると言っている。しかし現状はそうではない。「適切に」ということがあるにも拘らず、その言葉が書いてある事を根拠にされて、お互いがどうにもならなくなっている現状。

〔事務局～企画課長〕

- ・ひとつのことを決める時に、賛成する人と反対する人が出てくると、確かに反映できない場合がある。しかし「反映すると言っているだろう」と盾に取られると非常に恐ろしいことになる。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・しかし、住民の最高規範条例だということになると尚更だ。そこはどちらでも行けるといふ話でなければ行政側としては辛い。

〔中山座長〕

- ・「適切」ではまだ弱く、「努める」とした方が良いということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民の声を大切にしたいということは、当然思っている。

〔笠原委員〕

- ・先日の温根湯や留辺蘂で市長が説明したように、市民意見の多数はこうで、少数意見はこういう内容であったというような説明をしてもらった方が後々良いと思う。
- ・言ったことが必ず通るという子ども染みたことをいつまでも認めること事態が、大人にとっては良くないことだと思う。
- ・多数意見あるいは両方の意見が、今の段階では採用することは不可能だということを市長が態度で示すこと。出来ることや出来ないこと、多数意見または少数意見という数で決めなければならない場面も出てくると思う。
- ・ただ、裁判員制度のように、全員一致ということを行っているわけではないので、むしろ政策を立案して説明する側の人も尊重しなければならないので、あまり曖昧にしない方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・第1項は、そのままだとあまりにも強いので「努めるものとする」の方が良いと思う。
- ・第2項は、事務局の方でそのように取れない可能性があると思わなかった。
- ・「適切に反映」というのは、少数意見の方々は反映されないこともあるだろう。そのことが「適切に反映」に含まれると思ったので、このような形にさせてもらった。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・だから、反対意見もその中には盛り込めない。盛り込めない部分も含めて「適切に反映された」という住民コンセンサスがあるということであれば、そのことも有りだと思う。
- ・ただ、条文としてそのことを書いてしまうと、そういう考え方はされない。
- ・解説にする一種の表明だということを書くのであれば可能だが、条文としては「されるよう努める」くらいにしないと、行政側としては条例案作りの際に困る。

〔高橋委員〕

- ・例えば「参加した市民により形成された合意について」とすると、積極的に参加することが良いことであり、少数意見も含めて得られた合意なので「適切に反映する」という形にするとどうかと思った。
- ・意見提案と大雑把に言うのではなくて、きちんと練り上げられた合意ということではどうだろうか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・前提ということである。「適切に反映する」といった場合、その前提があるということであり、その前提がコンセンサスを得た市民としていて、今笠原委員が言ったように、そのことは当たり前だと言う市民だけであれば問題は無いと思う。

〔高橋委員〕

- ・だから、大雑把に意見提案と言ってしまうから、そういう懸念があるが、きちんと得られた合意という形で書いておくのも良いと思った。それだと、参加した市民の特権ということになり、参加しない人とは明確に分けられると思う。

〔中山座長〕

- ・私のように、「適切」という言葉に少しの妥協があり、それが「適切に反映」の中に含まれると思って読む人が少ないのであれば、「努める」という言いの方が良い気がする。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・解説では、「ものとする」としても構わない。する意思を表明することは良い。

〔中山座長〕

- ・することが必要だと解説で書くということ。

〔高橋委員〕

- ・「努める」にしておくのと、努めた証拠さえあれば、実際には反映されなくても良いということか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・そういうこと。

〔高橋委員〕

- ・意味が分かった。

〔中山座長〕

- ・妥協も許すという意味にとってもらえない場合も「適切に反映」の中にはあるが、それ以上に努めるということ。
- ・ただし、解説は「反映することが必要です」としたいがどうだろうか。

〔水口委員〕

- ・いろいろな市民がいるから、盾に使われたら大変だ。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・行政として良い場合、悪い場合ということではなく、両方にとられる場合がある。

〔中山座長〕

- ・最後に「明確に示します」と書いたが、なくても良い気がする。どうだろうか。
- ・これは、ここで言うことではない感じがする。情報公開の説明時に使った方が良い気がするので削除したい。
- ・両方の条文は「努める」にする。解説文は、「されるように努める」ではなくて、「反映する」にしたい。

◆第34条（住民投票）修正案

〔中山座長〕

- ・ここでは、個別、常設という言葉を使いながら、札幌市や稚内市などを参考にして解説を作ってもらった。何か意見はあるか。

〔笠原委員〕

- ・上では発議要件、投票資格などは具体的に明示せずに個別、常設の説明があったが「発議要件、投票資格、投票方法、成立要件等、さまざまな規定を整備しなければなりません」は必要ないと思う。「十分に議論を深めていくことが必要です」という部分に含まれているのではないかと思うが。説明としては入れても良いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・発議要件や投票資格などの言葉は難しいということだったので、赤字の「住民投票に付することができる事案、投票できる範囲、住民投票をどのように請求するのかなど」という言葉に置き換えた。そういうこと事前に定めるということ。

〔中山座長〕

- ・分かりやすく直してもらったということで、良いことにする。

◆第8章 共働の推進 案

〔中山座長〕

- ・次に、宿題となっていた共働の資料があるので、それについて説明して、次回までに何について考えてきてもらうのかという所まで決めて、今日は終了したい。
- ・第8章「共働の推進」の条文と解説の案を作成してきたので、それを読んだ後、杉本委員と笠原委員から資料について説明してもらう。

〔杉本委員〕

- ・たたき台の思いだけを纏めてみたのだが、どうしても言いたかったことは、この解説文案の下から6行目の「安心・安全・快適」という部分、これを「安全・利便・快適」で原稿を作っていた。つまり、以前から笠原委員が言っていたシビルミニマムである。それを最低限どこかに入れたいと思っている。
- ・シビルミニマムとは本来、「安全・利便・快適」ということ。それが市民生活には最低必要限度のものを発言させるのが自治だと思うので、この部分は「安心・安全・快適」とではなく「安全・利便・快適」に変えている。
- ・解説の部分では、住民自治と団体自治をくどく説明している。これは第4条の解説の重複でもある。団体自治と住民自治というものをある程度分かっているわけがない。つまり団体自治の意識変革を求めている言葉でもある。
- ・そこで、以前に私が作ったフローチャートがあるが、ここでは住民自治と団体自治が対立構造ではなく、住民の最低必要限度「安心・利便・快適」を維持するための約束事で団体自治が全てできているという関係にある。この部分の観点が、今まではなかったのではないかと思う。
- ・先週もらったパンフレットを読んでも、ここに載っている今井さんという方も、住民自治の変質を気にしている。ただ、この中でも間違っている用語がいくつかあった。
- ・とにかく、住民自治と団体自治は対立しているのではなく、2つあるわけでもない。
- ・住民自治の要求から団体自治が出来上がるという考え方に基づくものではないかということも解説のどこかに入れたかった。それが、この場所で良いのかは分からないが。
- ・共働の推進に関して言うと、住民活動をやるにはエネルギーがいる。行政側が言う経済的試算と、住民自治で取り扱う地域試算をある程度区別して考える必要があると思う。
- ・今まで行政側が事業を起こそうとしても、なかなか予算がないということで事業が起こせなかった。これは、あくまでも経済的試算を見てでしかなかったからだと思う。
- ・住民自治の場合は、経済的試算以上の地域試算というものを見出して行かなければ、住民自治のエネルギー源にはならないと思う。それをどうやって運営するか、行政との調整が必要になると思う。そういう背景があって、解説の文章を作っている。
- ・第36条に関して「市長等が常に自治の本旨の啓発等の普及に努める」の「自治の本旨」は非常に難しいこと。そのことは考えてもみななかった。そこで、本旨を最初の解説の中に表したつもり。ただ、条例の中では本旨という言葉が良いのかどうかは分からない。

〔中山座長〕

- ・提出している資料に関しての説明をしてもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・これに関して言うと、法学者たちは、なぜ住民自治や団体自治を解説しないのだろうという疑問を持っていたので、自分自身で結論を付けようと思って書いたもの。
- ・いわゆる団体自治をくどく表現したのは、公務員は公共サービスの専従者であるということ。これから新たな公共ということが出てくる場合、住民自治という活動の中から生まれてきた公務、公共サービスに対する「兼業者」というスタンスが出てくると思う。
- ・そこで、公務員批判などの行政側と住民側の意識の距離感をいかに縮めるかということに関して言うと、公務員というのは住民自治の中の要求を専門している職員だという考え方に基づいている。
- ・だから、この団体自治とは、制約ごとや条例に決めたものでなければ仕事をしてはいけないし、約束事の中で公務員の立場が守られていくのだということで、市民の理解を即そうと思っている。
- ・このフロー図について、以前説明をしたはずだと思うが。

〔中山座長〕

- ・この会議では説明をしていなかったかもしれない。

〔杉本委員〕

- ・上の方に書いてあるフローが、前の段階のものである。それをマップにしてみるとどうかという試みだった。そして、それぞれの関係により、さまざまな事例、約束事、条例を作っていくてはいけないと考えている。
- ・例えば、このフローのAの部分は、マップではAと住民自治の関係は縦の棒枠になっている。
- ・今までの協働のB、C、Dは中央の部分になっている。
- ・そして行政独自の活動分野がEとなり、議会や住民投票などのものがFになる。
- ・福島大学教授の今井照氏が書いた「住民自治」の変質が気になる」という資料中段の「住民自治とは地方行政を中央政府の干渉を排して、その地方の住民の意思で自主的に処理させること」と記載しており、このFはそういうことだと思う。
- ・しかし、これは特化されたものではなく、住民自治全体を表したものではない。要は、自治の意思の流れというのは、住民自治からスタートして団体自治へ受け継がれ、そこで、あらゆる約束事を決めているのが団体自治であると解釈している。
- ・それ以外の解釈があるならば教えてもらいたい。
- ・私は、この考え方で良いのかどうか、あらゆる所へ質問しているが、答えが一切帰ってこないで困っている。

〔中山座長〕

- ・次に、笠原委員の資料説明をお願いしたい。

〔笠原委員〕

- ・東京新聞に、総務省が「地域協働体」の実証事業を来年度から始めるという記事があり、これは北見市の住民自治推進交付金制度とも関連すると思い、資料として提示した。

- ・自分としては、福祉市民自治活動や住民活動についても何らかの努力を明確にしたかどうかということで、このような資料等を提示した。
- ・今の交付金制度や補助金制度の形で、果たしてやっていけるのか。
- ・国の補助もテーマとしては大きなことだが、どのように手を付けて良いのか分からないということだと思う。やはり、手法にしても考え方にしても「協働」の発想できていると思う。
- ・しかし、ここでの北見市の条例検討委員会は、一步進んだ形での共働の考えで持っていく方が、問題解決の方策として良いと考えている。
- ・中味的には、特に提出資料の3段落目に「地域行事や、児童の登下校の見守りなど」と記載しているが、このことは実際に行われている。
- ・このことを市民全体が「好きでやっている人・勝手にやっている人」ということではないという部分を、どのように変えていくのかということが今後の課題となると思う。
- ・このことをまちづくり条例の中に入れて、少しでも読み取ってもらいたいと思っている。
- ・総務省は、このことを提案しているが、同様に、この条例検討委員会の中でもさまざまに検討し、先ほどの杉本委員の案も理解して、具体的に共働の中味を充実させていくということが重要だと思っている。

〔中山座長〕

- ・これは、部会の5人で審議してきた内容である。
- ・この件について、他の委員の感想を聞き、次回までに修正する部分を見つけたい。

〔水口委員〕

- ・問題の表現はなく、それなりに纏まっていると思う。今の所は特別な意見はない。

〔中山座長〕

- ・解説を読んだ感じはどうか。分かり難いか。

〔水口委員〕

- ・分かり易いと思う。

〔三原委員〕

- ・分かり易いと思うが、今聞いたばかりなので、感想は纏まらない。

〔逢坂副座長〕

- ・もう少し読み込んで、次回に発言したいと思う。

〔中山座長〕

- ・私と事務局では、これを付け加えることはなかなか難しかった。
- ・そこで、第35条の市民活動の促進の部分では、「市民は何々ができる」という「できる」ことを記載しているのだが「市民は何をするのだろうか」ということで、あまり市民に負担にならないことを付け加えてはどうかということを検討した。
- ・しかし、結局は「できるものとする」という言葉になったのだが、次回までに、この部分も考えてきて欲しいと思う。
- ・分かり難いという意見があれば発言して欲しい。

〔杉本委員〕

- ・正直言って、くどい感じがする、自分で考えたのだが、正直削れなかった。

- ・正確に伝えたいことを優先してしまったと思っている。あまり検討する時間がなかったので、叩かれて当然だと思っている。だから遠慮なく発言して欲しい。

〔中山座長〕

- ・この図は非常によく出来ていると思うが、市民が見るとなかなか分からないと思う。
- ・そこで概要図は付けるが、もう少し簡単な図を考えて欲しいと思う。

〔杉本委員〕

- ・自治とは一体どこどこが自治になっているのかという関係性が分からないと約束事が想定出来ないと思い、裏面に番号を付けて説明してみた。
- ・このことが、今現在何をやっているのかを確認できて、これには参加できるという促進にもなると思った。
- ・自治というと、あまりにも省略する表現が多かったので、近付き難かった部分はあると思う。そこで、事例や参考を出すため、もう少し細分化をしてやった方が良くと思って入れたものである。

〔笠原委員〕

- ・解説の部分の住民自治と団体自治のことだが、自分は、どちらかと言うと福島大学教授の今井氏が書いているような古典的・教科書的な理解をしている。
- ・そして住民自治というのは、基本的に住民が実際に市政を統一、経営するという発想だと思っている。
- ・この解説文での住民自治はこれで良いと思う。
- ・しかし、団体自治の場合、必然的に地域性ということがあるので、このことを入れておかないと方法論だけになってしまう。問題は、テリトリーの部分がないと駄目だということがある。例えば、中世ヨーロッパのような都市国家があり、その中にいる住民を守るというようなテリトリーがなければならないと思う。
- ・だから、団体自治の部分に他の自治体や中央政府に対しての独自性や自立性ということをもう少し説明していただければ良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・元々は「市民の自発性に基づいた意思表示や活動などの住民自治と、自治を継続運営する為に制度化して、各職能を規定し任命された人と、使命や目的・それらの方法論を規定した条例とで構成される、団体自治とに役割が分かれています。」としていた。この部分は少し省略してもらっていたが。

〔笠原委員〕

- ・機能面は分かるが、実態の団体自治というのは、地図上の北見市ということ。それがなければ、団体自治とは単なる役割だけで終わってしまう。

〔中山座長〕

- ・あまり時間が無いので、問題提起だけをしてもらって、議論は後にしたいと思う。
- ・条文はこれで良いと思うが、解説の部分をもう一度検討したい。

〔杉本委員〕

- ・それからもうひとつ。この団体自治と住民自治をこの部分で述べるのが相応しいのか、ということもある。

- ・本当は、第4条に団体自治と住民自治があるので、重複しているという思いもある。
- ・第4条は仕事の範囲を表記していて、成立という点を書いていなかった。

〔中山座長〕

- ・そのことは読み取れている。前回議題に上がった「自治の本旨」が一体何なのかということの説明のために、住民自治の部分で説明している。
- ・その部分が非常に重要だと思う。個人的には、ここに書かなければ駄目だと思う。
- ・解説の部分は、その本旨を説明するために目的と住民自治と団体自治の説明をして、共働の活動とは何かという市民活動をこういう言葉で発言し、そして、その後は推進するためにどういうことをしなければならないのかが書かれているという形の解説になっていると思う。
- ・ざっと説明をしてもらったので、これを基に修正案を考えたい。
- ・団体自治に地域性をということをつけ加えて、もう少し修正を考えたいと思う。出来る限り早い時期に皆さんに配布したいと思っている。

〔事務局～市民協働推進課長〕

- ・条文の第35条第1項には市民の位置付けが書いてあり、第2項では市民の自治活動という「自治」という言葉が出てきて支援を行うものとなっている。
- ・第36条「市民自治の促進」、ここでまた「自治」という言葉が出てくるので、第35条の第2項については「市民のまちづくり活動」や「市民活動」などの言葉の方が良い気がする。
- ・「自治」というのは、自治活動、町内会やコミュニティ活動などであり、そのことを第36条の「市民自治の促進・推進」で謳い、自治の本旨の啓発と普及に努め市民による自治を促進するということではどうか。
- ・そして、第36条には「地域自治」という言葉が出てくるので、この部分を第37条へと繋げていけば良いと思う。その辺の確認をしたい。

〔中山座長〕

- ・私の勘違いなので訂正する。「市民の自治活動」が「市民自治の促進」の前に出てくると順番としておかしい。

〔事務局～市民協働推進課長〕

- ・第1項を受けて「市民のまちづくり活動」ということだと思う。

〔中山座長〕

- ・その通り。この部分をうまくやらなければ、共働によるまちづくりを推進する話が変わるので、その部分の文章を変えないといけない。
- ・この部分を含めて次回に検討したいと思う。

～検討内容のまとめ～

◆第38条（地域振興）

⇒タイトル変更

タイトルを「地域振興」から「自治区の連携」へ変更。

⇒条文一部修正

「市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。」に

第10章 安全安心のまちづくり

◆第39条（災害等への対応）

⇒タイトル変更

10章は「安全安心のまちづくり」から「危機管理」へ変更。

⇒解説一部変更

「安全で安心な」の使用が多すぎるため削除し、全体的に構成を書き直し、文言整理をして次回に報告する。

第11章 国、北海道及び他の自治体等との関係

◆第40条（国、北海道及び他の自治体等との連携）

⇒条文一部修正

第1項に「国、北海道」を加え、

「議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、国、北海道その他の自治体と相互に連携、協力する関係を築くものとする。」

第2項の「連携・協力」を削除し

「議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道に対し、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。」

◆第41条（国際交流等）

⇒素案のとおり

第12章 条例の改正等

◆第42条（条例の趣旨に関する事務等の検証）

⇒素案のとおり

◆第43条（条例の改正）

⇒素案のとおり

課題整理の確認

◆第23条（法令の遵守等）修正案

⇒修正案のとおり

◆第29条（情報の公開及び提供）修正案

⇒修正案のとおり

◆第30条（説明責任）修正案

⇒修正案のとおり

第7章 市民参加 修正案

◆第32条（市民参加の推進）

⇒条文一部修正

2項の最後を「反映されるよう努めるものとする」

⇒解説一部修正

「反映されるように努める」を「反映することが必要です」に修正

◆第34条（住民投票）修正案

⇒修正案のとおり

◆第8章 共働の推進（案）

⇒説明を了し、次回検討する。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・次回は、第8章の検討からお願いしたい。
- ・次回会議は9月8日（火）に開催する。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。